

# 福祉住環境コーディネーター検定試験®

## 2級公式テキスト 改訂版

### 追補資料

- 本「公式テキスト改訂版」(以下、テキスト)について、2013年3月1日時点での情報に基づき、内容を追補いたします。
- 本追補資料はテキストとともに出題範囲に含まれますので、第30回・第31回試験を受験される方は、本追補資料を合わせて学習していただきますようお願い申し上げます。

なお、検定試験において、テキストおよび追補資料いずれにも記載されている事項を出題する場合、原則として制度・法律の時期等を明確にすることといたします。

改訂版の発刊以降、福祉住環境コーディネーターにとって重要といえる制度・法律が以下のように改正されています。

この追補資料では、主にその法律改正などをもととした内容を記述しています。

#### 1 介護保険制度の改正 ..... 2級 追補2ページ

- ◎介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律  
【2011.6.22法律第72号：2012.4.1施行、一部2011.6.22施行】

#### 2 住宅施策の見直し ..... 2級 追補8ページ

- ◎高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律  
【2011.4.28法律第32号：2011.10.20施行】

#### 3 障害者福祉施策の見直し ..... 2級 追補10ページ

- ◎障害者基本法の一部を改正する法律  
【2011.8.5法律第90号：2011.8.5施行、一部2012.5.20施行】
- ◎地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律  
【2012.6.27法律第51号：2013.4.1施行、一部2014.4.1施行】

# 1 介護保険制度の改正

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が2011（平成23）年6月に成立し、2012（平成24）年4月（一部は2011年6月）に施行された。

## A 主な改正概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進める

1 医療と介護の連携の強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進</li> <li>② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定</li> <li>③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設</li> <li>④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能に</li> <li>⑤ 介護療養病床の廃止期限（2012年3月末）を猶予、新たな指定は行わない</li> </ul>
2 介護人材の確保とサービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による痰の吸引等の実施を可能に</li> <li>② 介護福祉士の資格取得方法の見直し（2012年4月実施予定）を延期</li> <li>③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件・取消要件に「労働基準法」等違反者を追加</li> <li>④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直し</li> </ul>
3 高齢者の住まいの整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加</li> <li>② 厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進</li> </ul>
4 認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民後見人の育成・活用など、市区町村における高齢者の権利擁護を推進</li> <li>② 市区町村の介護保険事業計画で地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む</li> </ul>
5 保険者による主体的な取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保</li> <li>② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能に</li> </ul>
6 保険料の上昇の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用</li> </ul>

1⑤、2②については2011年6月22日施行。その他は2012年4月1日施行。

### ○地域密着型サービスに新サービスを創設〔第1章〕（p.20・p.22）

地域密着型サービスに、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」が創設された。

地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う24時間対応の定期巡回・随時対応サービス</p> <p>このサービスは、①1つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「介護・看護一体型」か、あるいは②訪問介護を行う事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「介護・看護連携型」の2つの類型が定められている</p>
-----------	------------------	---

複合型サービス	複数の既存の在宅サービスを組み合わせるサービス（2012（平成24）年4月の時点では、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせのみが、複合型サービスとして認められている）
---------	---

### ○療養病床の再編成（p. 21）

2012（平成24）年3月31日時点で存在している介護療養病床（介護療養型医療施設）については、2012年3月末までの転換期限を延長し、2018（平成30）年3月31日までは従前どおり介護療養病床として存続することができることとなった。ただし、2012年4月以降、新たに介護療養型医療施設の指定をうけることはできない。

### ○「介護サービス情報の公表」制度の見直し（p. 23）

見直しが検討されていた「介護サービス情報の公表」が、改正された。

主な内容	
調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県知事が必要と認めるときに調査</li> <li>●国が示すガイドラインを参酌して、都道府県は指針を作成</li> </ul>
報告	●事業者が自己の介護サービス情報を都道府県知事に報告
公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県知事は、報告・調査結果の内容を公表（指定情報公表センターに委託できる）</li> <li>●都道府県は、国が一元的に管理するサーバーを活用し実施</li> </ul>
手数料	●「介護保険法」上廃止（都道府県が「地方自治法」にもとづき手数料を徴収することは可能）

### ○介護給付費の財源構成（p. 15・p. 16・p. 24）

2012（平成24）年度～2014（平成26）年度の第2号被保険者負担率が変更され、保険料の内訳は、第1号被保険者分相当20%は21%に、第2号被保険者分相当30%は29%になった。

### ○第1号保険料の見直し（p. 24）

第5段階と第6段階の区分となる基準所得金額は、前期より10万円低い190万円に定められた（第5段階＝190万円未満／第6段階＝190万円以上）。

### ○市区町村の保険者機能の強化（p. 24）

在宅の地域密着型サービスについて、市区町村長の判断により、公募を通じた選考によって事業者の指定を行うことができるようになった（公募制の導入）。

訪問介護などの居宅サービスについては、定期巡回・随時対応サービス等の普及のために必要がある場合には、市区町村長は事業者の指定を行う都道府県知事に対して協議を求めることができるようになった（市区町村協議制の導入）。都道府県知事は協議に応じ、その結果に基づき、国の定める基準に従って、居宅サービスの指定をしないか、あるいは指定にあたり条件をつけることができる。

### ○介護職員処遇改善交付金の終了（p. 25）

介護職員処遇改善交付金は2011（平成23）年度末で終了。交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取扱いとして、2012（平成24）年4月から2015（平成27）年度末までの間、介護報酬に介護職員処遇改善加算が設けられる。介護職員の賃金改善を実施する事業者は、介護報酬の単位数に加算することができる。

### ○介護職員等による喀痰吸引等の実施〔第2章〕（p. 95）・〔第4章〕（p. 198）

「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、これまで「当面のやむをえず必要な措置」とされてきた介護福祉士・介護職員等による痰の吸引（喀痰吸引）と経管栄養が、介護福祉士等の業務として認められた。

なお、喀痰吸引等に関する改正は、2015（平成27）年4月1日から施行されることになってい

るため、2012（平成24）年4月からは、都道府県に申請して特定行為業務従事者として認定された介護福祉士・介護職員等（認定特定行為業務従事者）が喀痰吸引等を行う。

## ■地域支援事業の見直し

### ○介護予防・日常生活支援総合事業の創設〔第1章〕(p.19)・〔第4章〕(p.180)

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、地域支援事業の一類型で、市区町村の主体性を重視する観点から創設された。多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を、市区町村の判断により、総合的に提供することができる事業である（この総合事業を実施するかどうかは、市区町村の判断に委ねられる）。

なお、総合事業は、要支援・二次予防事業と一次予防事業で構成されている。総合事業の要支援者・二次予防事業は、要支援者と二次予防事業対象者が対象である。二次予防事業対象者とは、第1号被保険者のうち要介護者・要支援者以外で要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる人である。一次予防事業は、すべての第1号被保険者が対象になる。

## ■地域包括ケアの推進

### ○国と地方公共団体の新たな責務〔第2章〕(p.75)・〔第4章〕(p.194)

地域包括ケアの推進が、国と地方公共団体の責務として「介護保険法」に明文化され、国と地方公共団体は、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、①保険給付に係る保健医療サービス・福祉サービスに関する施策、②要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止のための施策、③地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療と居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するよう努めることとなった。

### ○地域包括支援センターの機能強化〔第1章〕(p.21)

地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者との連携に努めることになった。これをうけて、センターの機能強化の一環として、ケアプラン作成における多職種連携を推進する観点から、センターにおける地域ケア会議の取組みを推進する。

また、市区町村は、委託型の地域包括支援センター等に対して、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示する。都道府県等においては、地域ケア介護の取組みを支援する「地域ケア多職種共働推進等事業」が新たに行われることになった。

なお、地域包括支援センターの職員などを対象とした地域包括ケア推進指導者養成研修は、引き続き実施されている。

### ○医療と介護の連携の強化 (p.23)

在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す「在宅医療連携拠点事業」が行われることになった。

## B 住宅改修の改正

### ○段差の解消の対象の拡充〔第5章〕(p.216)・〔第6章〕(p.317)

段差の解消に、通路等の傾斜の解消が追加された。

また、その他各住宅改修に付帯して必要となる住宅改修の対象に、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置が追加された。

### ○扉の取替えの対象の拡充〔第5章〕(p.226)・〔第6章〕(p.317)

引き戸等への扉の取替えに、扉の撤去も含まれることになった。

種類	内容
段差の解消	居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差と玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。ただし、取付けに工事を伴わないスロープや浴室内すのこを置くことによる床段差の解消や、昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。
引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアにした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、その費用相当額は保険給付の対象とならない。また、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設は給付対象となる。
その他各住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置、床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備、扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事、便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更が考えられる。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日 老企第34号）（最終改正；平成24年3月30日 老高発0330第2号・老振発0330第9号・老老発0330第1号）をもとに作成

## C 福祉用具の改正

### ■福祉用具貸与の改正

#### ○介助用ベルトの追加〔第6章〕(p.323)

特殊寝台付属品に、介助用ベルトが追加された。

⑥介助用ベルト：居宅要介護者等またはその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。ただし、入浴用介助ベルトは除かれる。

#### ○自動排泄処理装置の追加 (p.322・p.323・p.332・p.356)

新規貸与種目として自動排泄処理装置が追加され、排せつに供するものも貸与の対象になった。

要支援者や要介護1～3の人には原則として保険給付の対象とはならない。ただし、排便・移乗いずれにおいても全介助を必要とする人は、保険給付の対象となる。

種目	内容	備考
自動排泄処理装置	尿または便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるものをいう）を除く）。	尿または便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に使用できるもの。 交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの）および専用パッド、洗浄液等排せつの都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年3月31日 厚生省告示第93号）（最終改正；平成24年3月13日 厚生労働省告示第104号）、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日 老企第34号）（最終改正；平成24年3月30日 老高発0330第2号・老振発0330第9号・老老発0330第1号）をもとに作成

## ■特定福祉用具販売の改正

### ○腰掛便座の拡充〔第6章〕（p. 325）

腰掛便座のうち、和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものに、腰掛式に変換する場合に高さを補うものが含まれることになった。

### ○自動排泄処理装置の交換可能部品の追加（p. 325・p. 326・p. 332・p. 356）

特殊尿器は、特定福祉用具販売の種目から削除され、自動排泄処理装置として福祉用具貸与の対象になった。また、自動排泄処理装置の交換可能部品が、特定福祉用具販売として追加された。

種目	内容	備考
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限り 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 便座・バケツ等からなり、移動可能である便器（居室で利用可能なものに限り）	
自動排泄処理装置の交換可能部品		自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。

	専用パッド、洗浄液等排せつの都度消費するものおよび専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。
--	--

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年3月31日 厚生省告示第94号）（最終改正；平成24年3月30日 厚生労働省告示第202号）、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日 老企第34号）（最終改正；平成24年3月30日 老高発0330第2号・老振発0330第9号・老老発0330第1号）をもとに作成

## ■福祉用具サービス計画の作成

○福祉用具専門相談員による福祉用具サービス計画作成の義務化〔第6章〕（p.328）

福祉用具貸与と特定福祉用具販売については、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、事業者に対し、利用者ごとに個別サービス計画の作成が義務付けられることになり、福祉用具専門相談員が計画を作成する。

①計画の作成	福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望・環境をふまえ、福祉用具貸与（販売）の目標と具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成する
②居宅（介護予防）サービス計画との関係	既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って福祉用具サービス計画を作成する
③利用者への説明等	計画の内容について利用者・家族に説明し同意を得る 計画は利用者に交付する
④計画の変更	（貸与の場合）実施状況を把握し、必要に応じて計画を変更する
⑤計画の様式	福祉用具サービス計画の様式は、各事業所で任意に定める（全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具サービス計画書」等を適宜参考）
⑥経過措置	2012（平成24）年4月1日に現に存在する事業者は、2013（平成25）年3月31日までの間に、事業所のすべての利用者についての福祉用具サービス計画を作成する

※一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）の福祉用具個別援助計画書（p.330）は、「福祉用具サービス計画書」に変更されている（ふくせんのウェブよりダウンロードできる）。

## 2 住宅施策の見直し

「サービス付き高齢者向け住宅」の創設を柱とした「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」が改正され、2011（平成23）年10月に施行された。

### 主な改正概要

#### ■サービス付き高齢者向け住宅の概要〔第1章〕（p. 22・p. 31・p. 34・p. 35・p. 36・p. 56）

従来の高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）を廃止して「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化し、都道府県等に登録する制度が創設された。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して住める住まいとして、①バリアフリー化、②サービスの提供、③契約面での入居者保護が基準となっている。また、登録事業者の義務規定の明確化や行政による指導監督により、入居者の保護が図られている。

#### ○サービス付き高齢者向け住宅の登録と公開

高齢者向け賃貸住宅と有料老人ホームで、居住専用部分があるものに高齢者を入居させ、状況把握サービスと生活相談サービス、その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業がサービス付き高齢者向け住宅事業であり、民間、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等の事業者は都道府県等に申請して、その建物ごとに（建物の一部のみでも可）サービス付き高齢者向け住宅の登録をうけられる。

都道府県等では、高齢単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の一覧を公表する。入居を希望する高齢者は、家賃やサービスなど、自らのニーズにあった住まいの選択が可能になる。

#### ○サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

登録基準	ハード	<ul style="list-style-type: none"><li>●住戸の面積は原則25㎡以上</li><li>●構造・設備が一定の基準を満たすこと（原則、各住戸に台所、水洗トイレ、収納、洗面、浴室を備える）</li><li>●バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）</li></ul>
	サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>●サービスを提供すること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供） [サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助等]</li></ul>
	契約内容	<ul style="list-style-type: none"><li>●長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること</li><li>●敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと</li><li>●前払金に関して入居者保護が図られていること（初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）</li></ul>
登録事業者の義務		<ul style="list-style-type: none"><li>●契約締結前にサービス内容や費用について書面を交付して説明すること</li><li>●登録事項の情報開示</li><li>●誤解を招くような広告の禁止</li><li>●契約に従ってサービスを提供すること</li></ul>
行政による指導監督		<ul style="list-style-type: none"><li>●報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査</li><li>●業務に関する是正指示</li><li>●指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し</li></ul>



## ○事業者ごとの高齢者生活支援サービス

サービス付き高齢者向け住宅が提供する高齢者生活支援サービス(高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス)として、登録事項で次の6種類が定められており、登録事業者は家賃とともにこのサービス費用を契約にもとづき徴収することができる。

①状況把握サービス	入居者の心身の状況を把握し(安否確認)、状況に応じた一時的な便宜を供与	必ず提供するサービス
②生活相談サービス	入居者が日常生活を支障なく営むことができるように、相談に応じ必要な助言を行う	
③入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス ④食事の提供に関するサービス ⑤調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス ⑥心身の健康の維持・増進に関するサービス		事業者により提供されるサービス

## ○「老人福祉法」の有料老人ホームの届出の特例

サービス付き高齢者向け住宅も、介護、食事の提供、洗濯・掃除などの家事、健康管理のいずれかのサービスに該当する高齢者生活支援サービスを提供する場合は、「老人福祉法」の有料老人ホームに該当するが、サービス付き高齢者向け住宅として登録をうけていれば「老人福祉法」で義務づけられた有料老人ホームとしての届出は不要である。ただし、届出以外の「老人福祉法」の規定は適用される。

## ○有料老人ホームとしての介護保険の指定

サービス付き高齢者向け住宅は、従来の適合高齢者専用賃貸住宅とは異なり、介護保険の特定施設・地域密着型特定施設とはならない。ただし、提供するサービスによって前記有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして特定施設・地域密着型特定施設に該当する。

したがって、有料老人ホームとして介護保険の指定基準を満たせば、特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の指定をうけることができる。

「高齢者住まい法」改正前の適合高齢者専用賃貸住宅は、経過措置により2012(平成24)年3月までは特定施設となっており、4月以降は有料老人ホームとして特定施設となるため、引き続き特定施設入居者生活介護等の指定をうけられる。

## ○地方公共団体による高齢者向けの優良な賃貸住宅

地方公共団体による高齢者向けの優良な賃貸住宅は、地方公共団体の判断により地域優良賃貸住宅として引き続き実施されている。

## ■「住生活基本計画」の見直し〔第1章〕(p.29)

「住生活基本法」に基づく住生活基本計画(全国計画)が2011(平成23)年3月に見直され、2011年度から2020(平成32)年度を計画期間とする新たな住生活基本計画が閣議決定された。

改定の主なポイント	①ハード面(広さ等)に加えソフト面の充実により住生活を向上 ②老朽マンション対策など住宅ストックの管理・再生対策を推進 ③新築住宅市場に加え既存住宅流通・リフォーム市場の整備を推進
-----------	--

### 3 障害者福祉施策の見直し

「障害者基本法」が改正され、2011（平成23）年8月から施行された。また、「障害者自立支援法」が改正され、2013（平成25）年4月から「障害者総合支援法」になる。

#### A 障害者基本法の改正

##### ■改正の経緯〔第1章〕（p. 49）

障がい者制度改革推進会議は、2010（平成22）年12月に「障害者基本法」の改正に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめた。これらを踏まえ「障害者基本法」が改正され、2011（平成23）年8月（一部は2012（平成24）年5月）に施行された。

##### ■主な改正内容

##### ○障害者の定義の見直し〔第1章〕（p. 37・p. 64）

発達障害が精神障害に含まれることが明記され、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義している（「障害者自立支援法」では「発達障害者支援法」の対象者である発達障害者が障害者の範囲に含まれることが明示されている（p. 50））。

また、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義した。

##### ○目的等の改正（p. 44）

第1条において「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」目的が明記された。

第3条では、この社会を実現するために、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし」、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を旨として図られなければならないとされた。

また、この社会の実現を国際的協調のもとに図ることが新たに明記された。

##### ○差別の禁止（p. 49）

「障害者基本法」において、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが新たに明記された。

## B 障害者総合支援法の施行

### ■改正の経緯〔第1章〕(p. 50)

障害者制度改革については、2010（平成22）年6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」のなかで、「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け必要な検討を行うとしており、障がい者制度改革推進会議の下に設けられた障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において検討が重ねられた。

そして、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－」（骨格提言）が、2011（平成23）年8月に取りまとめられた。この骨格提言は、2006（平成18）年に国連が採択した障害者権利条約、2010年に国と障害者自立支援法訴訟原告らとの間で結ばれた基本合意文書を基礎とし、次の6つの目標を「障害者総合福祉法」に求めている。

- ①障害のない市民との平等と公平
- ②障害の種別間の谷間や制度間の空白の解消
- ③地方自治体間の限度を超え合理性を欠くような格差についての是正
- ④放置できない社会問題の解決
- ⑤本人のニーズにあった支援サービス
- ⑥安定した予算の確保

この骨格提言や2011年8月に施行された改正「障害者基本法」等を踏まえて、新たな法律の検討が進められ、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が2012（平成24）年6月に公布された。これにより、「障害者自立支援法」は、2013（平成25）年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されることとなった。

### ■主な改正内容〔第1章〕

施行年月	改正内容	
2013年 4月	目的の改正	<ul style="list-style-type: none"><li>●「自立」の代わりに、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記</li><li>●障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行う</li></ul>
	基本理念の創設	●法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として新たに掲げる
	障害者の範囲の見直し (p. 46・50)	●障害者の範囲に難病等を追加（当面の間、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病と同じ範囲の130疾病を対象とする）
	自立支援協議会の見直し (p. 47・50)	<ul style="list-style-type: none"><li>●自立支援協議会の名称を地域の実情に応じて変更できるよう「協議会」に改正</li><li>●構成員に障害者等とその家族が含まれる旨を明確化</li></ul>

	地域生活支援事業の追加 (p. 49)	●相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援事業等に加え、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加
2014年 4月	障害程度区分の見直し (p. 48)	●障害程度区分を、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改正
	ケアホームをグループホームに一元化 (p. 56)	●共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合 グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を提供

※このほか、障害福祉計画の見直し（2013年4月）、地域移行支援の対象拡大（2014年4月）、重度訪問介護の対象拡大（2014年4月）などが行われる。

### ■障害者施策における福祉用具〔第6章〕(p. 326・p. 333)

補装具費支給制度の補装具と日常生活用具給付等事業の日常生活用具についても、2013（平成25）年4月から「障害者総合支援法」に基づき支給・給付されることになる。

また、障害者の定義に難病等が追加されるため、難病患者等居宅生活支援事業のうち市区町村が実施している難病患者等日常生活用具給付事業についても、「障害者総合支援法」に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費支給制度で対応していくこととなる。